

○福田(憲)國務大臣 今回提出いたしました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

第一に、第二次防衛力整備計画ののっとり、防衛力の内容充実につとめることとし、従来の定員を改め、防衛庁本庁の職員を二千九百三十二人増加することとしております。その二千九百三十二人のうち、二百七十一人は自衛官であり、残りの七百六十一人が自衛官以外の職員であります。

自衛官の増加は、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに統合幕僚会議事務局及び統合幕僚学校の自衛官でありまして、海上自衛隊における増員は千六百七十二人で、艦艇の増強及び航空部隊の整備等のために充てるものであり、航空自衛隊の増員は四百九十六人で、飛行部隊等の新編並びに既設の部隊及び機関の改廃を行なうにあつて必要となる人員であります。

自衛官以外の職員の増員の七百六十一人は、内部部局、付属機関、陸上自衛隊及び海上自衛隊等の要員であります。

第二に、従来大蔵省で行なつておりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七條第二項に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供の事務は、事務処理の便宜上防衛庁の所掌事務に改めることとし、この事務を防衛施設庁に行なわせることとしております。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明申し上げます。

第一に、航空自衛隊の整備に伴い第

八航空団を新編するとともに、航空団の任務遂行の円滑を期するため、航空団に飛行群を新編することとしております。

第二に、政府が近く再開することに予定している南極地域における科学的調査について、自衛隊は輸送その他の協力を行なうこととしております。

第三に、自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官五千人の増員を行なうとともに、予備自衛官に予備自衛官としての保持と自覚を保持させるため、予備自衛官の呼称及び制服の着用等についての規定を整備することとしております。

第四に、友好国との親善関係の増進に寄与するため、自衛隊の学校において委託を受けて外国人の教育訓練を実施することができるとしてしております。

第五に、第十師団司令部の所在地名を、町村合併に伴い守山市から名古屋に變更することとしております。

第六に、飛行教育集団司令部の所在地を、その任務の円滑な遂行をはかるため、宇都宮市から浜松市に移転することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○徳安委員長 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、国事行為の臨時

代行に関する法律案の両案を一括議題とし、質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石橋君。

○石橋委員 国事行為の臨時代行に関する法律案について、いろいろとお尋ねをしたいと思いますがいかがやうかと、この法案でいう国事行為というのは、憲法上で規定されております天皇の国事に関するすべての行為というところになるのではないかと、思ふわけですが、これは憲法第六條及び第七條に列挙されている行為に限られるものと考えていいわけですね。

○宇佐美説明員 御質問のとおりでございますが、なお、第四條の二項に規定するものもその中に入るといふ考え方でございまして。

○石橋委員 第七條において、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。」とありますので、第七條に列挙されておりますものは、全部内閣の助言と承認が必要であるというところは、きりきりしておるわけですが、その他の国事行為については、この点明文がないわけでは、あらためて内閣の助言と承認を必要としないというふうな解釈で可いものでしょうか。

○宇佐美説明員 第七條以外の第六條、あるいは第四條二項にありますが、委任という問題につきましても、内閣の助言と承認を要するという解釈であります。

○石橋委員 そうしますと、憲法第七條、第六條、それに第四條第二項、ここに列挙されておりますすべての国事行為に関しては、内閣の助言と承認が

必要だということになるわけですが、ここで問題になりますのは、天皇の行為の中において、これ以外のものを、たして全部天皇の私的行為と考へてよいのかどうかというところが問題になると思ふのです。たとえば、個人的な旅行ではない国内の巡幸といったような問題、外国元首との親書、親電の交換といったような問題、あるいは外国または国内の国家的な儀式への参列あるいは拒否、御名代の差遣、外国元首の迎えといったような行為は、これは必ずしも私的行為というふうには言えない面を非常にたくさん持つておるような気がするわけですが、これらの行為についてはどういふことになるわけですか。

○宇佐美説明員 いま御指摘のとおり、憲法における国事行為と定められました以外のものが全部、ほんとうの私的なものと考えにくい点が多々あると思ひます。もちろん、これが政務に關係してまいりますことは、憲法においても認めていないところではございませうけれども、公的、公的な色彩を持つ性質のものには相当あることと考へます。

○石橋委員 確かにいま私が申し上げたようなものの中では、明らかに内廷費でまかなわれておるのじゃなくて、いわゆる公費であるところの宮廷費で支弁されておるものがほとんどではないかと思ふわけですね。そうしますと、これは必ずしも天皇の私的行為というふうには言えないと思ふわけですが、にもかかわらず、明らかに内閣の助言と承認を必要とするという規定がない。しかし、実際には相当重要な政治的な意味を持つておる。その辺が

ちょっと問題になるように思ふわけですが、先ほど私が申し上げたような場合でも、非常に重要な政治的な意味を持つておるいわゆる象徴としての天皇の公的行為については、何らかの形で内閣の意思が反映されるべきであるというふうな解釈をとっていいわけですね。

○宇佐美説明員 お話のとおりでございますが、ただいま申しましたとおり、国政に関する権能はございませうけれども、その他儀禮的の申しませうか、そういうふうなことで、いわゆる経費から申しますと宮廷費に属するようないふ公的な活動が、現実に存在すると思ふのでございまして。これらにつきましては、特に影響と申しますか、そういう点を考慮しなければならぬ場合におきましては、政府とも相談はいたしますが、ここにありますような助言と承認という憲法上の形ではなく、現実の場合にそういうような点につきまして協議をすることは、適當なことであらうと考へます。

○石橋委員 その協議というのがどの程度のものになるのか問題なわけですが、けれども、特に今度の場合、本法を制定しなくてはならない理由の中に、海外旅行という場合を想定しておるようなんです。ところが、天皇が海外にお出ましになられるという場合に、単なる物見遊山というふうな海外旅行は、私どもとしてはちょっと考えられないわけで、やはり広い意味においては、外交活動の一環というふうなことになる場合が多々あるのではないかと、思ふわけですね。そういうものを、どの程度の協議が知りませうかと

も、主として天皇の意思が中心になつて行なわれるということになると、これは問題があるかと思うわけですが、その点御心配ございませんか。

○中佐美説明員 前回の委員会の御審議の際に法制次長からお答えしておるところでございますが、天皇が国外においでになることにつきましては、憲法上内閣の助言と承認を必要としないという法的な解釈でございます。したがって、その御遊行に至るまでの道程においては、いろいろな形も想像されるわけでございますが、最終的に意思をきめるのは天皇であるというふうにお答えをいたしておりますが、これは法制上のためまえにおいてまさにそのとおりだと存じます。

○石橋委員 その点で非常に微妙な問題が出てくるのではないかと思ふわけですが。たとえば外交処理の職責を有するのはあくまでも内閣なわけですから、それを天皇の意思が中心に、もし広い意味の外交官にかかわるような問題で外国に行かれるというようなことになりまると、やはり一種の政治的な問題に巻き込まれていくような場合が出てくるんじゃないかと思うわけですが、ある国には行かれるけれどもある国には行かないという場合が出てくるおそれもあります。あるいは元首を迎えるといった場合にも、すべての国の元首、これはいかなる国体を持つておるような場合でも、すべての国の元首はすべてお出迎えになるというふうな基本線でも、きちんと確立されておられるわけですか。

○宇佐美説明員 外国から元首が公式にわが国を訪問されるという場合におきまして、これは世界のどの国でも同

様と思ひますが、大体儀礼的にそれに對して答礼をされるということが普通であらうと思ふのであります。もつとも非常にたくさんの方々が参られる国あたりでは、必ずしもそのとおりにもいつてない国があるように思ひます。したがって、これは国際間のい

ゆる親善というふうな意味の儀礼的な問題でございます。仰せのとおり、これが最終的に天皇の意思というふうな法的には考えられるわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、その道程におきましては、いろいろな慎重な配慮を要するわけで、わが国におきましますいままでの例といたしまして、たとえば皇太子殿下が御名代で外国に行かれる、あるいはその他の皇族が行かれるというときには、やはり内閣と相談いたしまして、内閣も一応その意思をきめておられるわけでございます。そういうことでございまして、この御訪問があくまでも国際親善という儀礼的なことでございまして、それによつて国際的な紛争あるいは問題の起こらないような十分な配慮をいたしてまいつておるわけでございます。今後においてもそういう配慮を必要とすることは、申し上げるまでもないことだと考えます。

○石橋委員 その点は非常にまだ私つきりしないものがあるわけですが、これも、まずそこでただしておきたいと思ひますのは、内閣の助言と承認といふことについてなんです。これが二つ並べられておるところに非常に疑問を感じるところでございますけれども、一体助言とは何だ、承認とは一体何だ。これは旧憲法では輔弼といふことばが使われておつたと思うのでござい

ますが、輔弼とはどういう関係になるのか。同じようなものなのか。その辺の意味をひとつお聞かせ願ひたいと思ふわけでありまして。

○閣政府委員 助言と承認という二つのことばが使つてございまして、これはことばの意味としては、助言と承認という二つのことばがあるために何か別々のことのような印象を与えますが、実は助言と承認とは一体となつて内閣の補佐という意味をあらわしているものだというふうには考えます。輔弼といふ觀念は、昔の旧憲法の時代におきましては、いまだ全然憲法の考え方と違つておりましたために、そういうふうな臣下が君主を助けるという觀念から、輔弼といふことばが使われておつたものと考えます。

○石橋委員 助言と承認とは必ずしも二つ並べて書かなくてもいいやうな内容だといふふうに考へていいわけですね。ところで、それじゃその助言と承認の表現ないし、何といひますか、助言と承認が行なわれ、この国事行為が行なわれたのだといふことを形の上で何かあらわす方法が現在ではとられておりますか。昔の帝國憲法の場合には、副署という制度があつたやうに記憶するわけですが、それにかかわる何らかのものが新憲法のもとにおいてはとられておるかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○閣政府委員 ただいまの制度のもとでは、助言と承認を受けたといふことをその文言等によつてあらわすやうなものはつきりした制度はございせん。ただ、必ず閣議決定を経ますので、それでそのことがわかるということになつております。

○石橋委員 そうしますと、助言と承認は必ず閣議によつてなされるというふうな確認してよいわけですね。

○閣政府委員 内閣の行為でございまして、内閣としての意思決定をする必要がある。したがって、閣議を経ることになつております。

○石橋委員 そうしますと、助言と承認を個々の國務大臣が単独で行なうとか、あるいは総理大臣のみが行なうといふことは、ないと考へてよいわけですか。

○閣政府委員 助言と承認は、常に内閣が行なうわけでございますから、個々の大臣がその個々の大臣の意思として何か補佐のやうなことをいたしたとしても、それは内閣法にいう内閣の助言と承認には相ならないと思ひます。

○石橋委員 そうすると、そこでくずれてしまふわけなんです、助言と承認は必ず閣議によるのだと、念を押したら確認しておられます。当然だと思ふのです。ところが、実際には内閣総理大臣が単独で助言と承認を行なう場合がある。それからほかの例としては、内閣総理大臣が國務大臣を罷免するといったやうな場合にも、閣議の構成に一部欠けることがある、こ

ういふ場合はやむを得ないのだという法律的な例外規定というものが無いわけなんです。これは内閣法が何かでそういう例外を認めるというやうなことを明文化しておいたほうがつきりするのじゃないかという感じを持つておるわけですが、どうですか。

○閣政府委員 仰せのごとく、あるいはそういう立法措置を講ずるということも考へられましようが、すでに慣行も確立しておることでありまして、いまさらという氣もいたしません。しかし、例の閣議の全会一致の議決の方法とか、そういうこともすべて慣行によつておるわけでありまして、いまのやうなことも、あるいは慣行としてすでに成立しているというふうな考へてよいかもしれないと存じております。

○石橋委員 慣行として確立しているとおっしゃいますけれども、裁判所はそういう判断を下しておりませんでしよう。一番典型的な例は、第三次吉田内閣の行なつた抜き打ち解散、これにおいて、第一審、第二審とも完全に閣議の条件を備えろといふことを明示して、判示しておるはずなんです。あなたは慣行として確立しているというわけ

ども、司法権を持つ裁判所のほうが、その慣行を認めておられませんか。どうですか、それでも確立していると言えますか。裁判所は、必ず閣議全体一致した形で持たなければいけないという判例をしておりますですよ。

○閣政府委員 私申し上げましたのはあるいはことが足りなかったかと思いますが、必ずしも立法措置をとるということができるというのを申し上げたつもりではございません。それからまた、もしかりに内閣法で書けるということであれば、憲法の解釈としてはそういうことができないと内閣法でも書けないというように考えまして、そういうことを申し上げたわけでございます。

○石橋委員 この辺どうもまだすっきりしないんですが、非常に重要な問題なんです。国事行為だから、なおさらのこと私はきつと明らかにしておかなければいけないと思うのです。あとでまたいろいろ問題が出てくるわけですから、助言と承認という問題が、国事行為の基本なんです。しかば、その助言と承認というのはどういう形で行なわれるのか、これは閣議で行なわれるのだ、そこまではっきりしているけれども、それじゃ閣議とは何ぞや。これはあくまでも閣議であって、個々の国務大臣が単独で助言と承認を与える場合もなし、総理大臣も単独で行なわれる場合もなしはすだ。ところが、実際には単独でやらざるを得ない場合がある。それはやむを得ない、もうすでに慣行になっているというところは、先ほど申し上げたような裁判所の判例からいっても、これは慣行として確立したとは私は言えないと思

う。この辺は事務當局の答える段階じゃないと思うのですが、総務長官あるいは宮内庁長官として、確かにこれはすっきりしておかなければあつて問題が残ると思ひになりますか。現に抜き打ち解散ということでは、一審、二審とも、これは最高裁までいっておられませんけれども、私がいま申し上げているような疑問を解明してくれないのです。明らかに全会一致でなければ、この要件が備わらなければ助言と承認を与えたものとは思えないという判例がなされてはいるのですが、この点何とかしなければならぬというふうには思いませんか。

○野田政府委員 ただいま石橋さんの御指摘の国事行為の問題であります。が、法制局側の意見といたしまして、これに対する明瞭な規定がないので、そういう場合は、例外として、慣行として認めてやるほかはないということでありまして、私はいまお話を聞きました、なるほど助言と承認に關しての国事行為という場合に、そういう欠陥と申しますか、不備と申しますか、そういうものがあるというところは実はできるだけ避けたほうがいいので、それが内閣法でやれるかどうかということでは、私法律家でございせんからここで明言はできませんが、やはりそれらについて不備な点は、ひとつ是正して明瞭にすることができれば、御趣旨に沿うことがいいのじゃないか。そのほかのことにつきましては、手続の問題、法規の問題は、法制局その他からお答えいたしますけれども、趣旨といたしましては、私は石橋さんの御意見はごもっともだと思っております。

○石橋委員 これに關連して問題がもう一つあるのです。先ほど私が質問したのに対して、助言と承認は一体のものだ、これは別々のものではない、したがって、事前の内閣の助言によって行なわれた天皇の行為に対して事後に重ねて行なわれる承認というふうな解釈は出てこないというふうにお答えになったかと思うのですが、もう一度私はその点を念を押しておきたいと思うのですが、どうですか。

○荒井説明員 憲法で申しておりますところの助言と承認は一体として行なわれるものであるという点は、従来からそのような解釈を政府としてずっといたしてまいっておったということでございます。それから先ほど石橋先生がおっしゃられました、たとえば国務大臣の罷免について内閣総理大臣一人で助言と承認をするということが……。

○石橋委員 そうじゃない。一人欠けている。全会一致じゃない。

○荒井説明員 そういう御指摘があったわけでございますが、その点は、罷免の対象となる国務大臣というものは、利害關係を持つている人自身であるという意味で、そういう場合に閣議から除外されるというの、一般の条理ではないかということが考えられます。

それからもう一つは、憲法六十八條の第二項で特別の規定が書かれておりまして、「内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができ」という特別の規定がある。これと国事行為の助言と承認という規定とあわせて読みました場合に、憲法の学説の中では、この点については内閣総理大臣単独でもできるということを主張してお

られる学説もあるというふうに拝見しております。

○石橋委員 それはおかしいですよ。国事行為の中に、国務大臣の任免ということが入っているのです。だから、内閣総理大臣が罷免したことによって国務大臣の任免、罷免というものが有効に行なわれたことにならないでしよう、国事行為があるのだから。天皇の承認が必要なんですよ。そのことを聞いていたわけですよ。だから、助言と承認という段階において、罷免をこうむる当該国務大臣は除かれた形で助言と承認が行なわれるという例があるではないか、その点もどうも法制的には足りていないじゃないかと、私は聞いています。そのことはいいいです、私は話を先に譲っているのですから。

私がいま聞いていたのは、助言と承認は一体のものである。だから、事前にも助言が行なわれ、また事後において承認が行なわれることはないという御説明ですが、それは間違いないか、こゝう聞いている。

○荒井説明員 その点は、いままです申し上げましたとおり、おっしゃられましたとおりでございせん。

○石橋委員 そうすると、その点についても司法と意見が対立するじゃないですか。先ほど私が例示しました抜き打ち解散の場合に、東京地裁も、東京高裁も、どういう判例をしておりますか。事前の助言と事後の承認と両方必要だという判例をしているじゃありませんか。行政府としてはそういう解釈をとっておられても、司法府ではそういう解釈をとっておられないじゃないですか。これは明らかに憲法解釈につ

いてここで異なった見解が、司法府と行政府との間にある。これはこのままにしておいていいですか。いかがです。

○閣政府委員 事前の助言と事後の承認と両方必要であるという判決があったことは承知いたしておりますが、それはたしかまだ最高裁までの判断ではなかったというふうに記憶しておりますが……。

○石橋委員 それは私先ほどから申し上げておりました。最高裁まではいいない。しかし、一審、二審ともに助言と承認と両方必要だという解釈をしているのです。最高裁までいいないから、まだ最終的に処理されてないにしても、明らかに行政府の解釈とは異なった解釈を一審、二審でやっているというところは、問題ですよ。あなた方は、もう確立したものとして助言と承認は一体でございますときめて、慣行が確立したようなことを言っているが、一審、二審でどういう判例が出ていることは問題だと、私言っているんですよ。これが最高裁までいかなかったから幸いだった、問題の解決が先に延ばされた、ほつとしたというところで済まないと思うのです。この国事行為という重大な問題に關連するだけに、この点についても、総務長官はひとつよく御検討願いたいと思う。

そこで、別の角度からお尋ねしたいのですが、内閣に対してこの国事行為に關連して天皇のほうから何らかの意思表示といいますか、発議といいますか、そういうものがなされる場合はあるとお考えになっておられますか。

○宇佐美説明員 過去におきましては

ございません。今後もそういうことはほとんどないと思います。

○石橋委員 ほとんどないという程度では、私は危惧を感じるわけです。この新憲法の精神からいきまして、そういう場合があつてはならないんじゃないかと思うのです。明らかに責任は内閣が負うという立場が貫かれておるわけですから、あくまでも内閣の助言というものが先行すべきであつて、その以前に天皇のほうからの意思表示なり発議が行なわれるというようなことは、憲法の精神からいって不適当だと思ふのですが、そうお思いになりますか。

○宇佐美説明員 仰せのとおりだと思つております。

○石橋委員 それでは、この問題に關連しまして、天皇は内閣の助言と承認に絶対に拘束されるもの、これを拒否したり、あるいは修正をするというような力はお持ちにならないものと考えようといわけですね。

○宇佐美説明員 そのとおりでございます。

○石橋委員 それからいま一つ。内閣の助言と承認を必要とするということとは、内閣以外の助言と承認を排斥する意味を持つておるといふふうに解してよろしいですか。

○宇佐美説明員 仰せのとおり、内閣の助言と承認という以外のことは考え得られないこととあります。

○石橋委員 そこで、この天皇の国事に関する行為というこの作用ですが、これは憲法上行政権の一部に属するものといふふうな判断に基づいておるものでしょうか。

○閣政府委員 天皇の行なわれる国事

行為そのものは、これは別に行政、何とかという区画の外にあると考えられたいものだらうと思ひます。

○石橋委員 それは学説としては少数じゃないんですか。いわば田畑教授あたりがとつておられる四權分立説というものに近い考えに立つたお考えじゃないんですか。

○閣政府委員 実は先生のおっしゃいますこの分類のどれに入るかというこの趣旨と申しますか、そういう御議論の目ざすところというのがはつきりわからなかつたものでございますから、そういうふうな答えをいたしまして、その分けて方、分類のしかたでございますから、いかようにも実は学説的には分けられる問題であらうと思ひます。ただ、それによつて、それであるからどうという法律的な問題は、すべて憲法等に規定があるわけでございますから、実は学説における觀念上の問題ではないか、とこういうふうに考えます。

○石橋委員 私は、この点はやはり憲法の規定からいって、天皇の国事行為も「行政権は、内閣に属する。」という場合の行政権に含まれるという解釈をとらなければ、非常に危険じゃないかと思ふのですが、この説が私は多数説だと思つておりますけれども、あなた

の先ほどのお答えによりまして、いわゆる少数説である四權分立説とまぎらわしい感じを受けるのですけれども、その点はつきりしておいていただきたいと思ふのです。

○閣政府委員 私が先ほど申しましたことは全く私見でございますが、それだからといって、この第四權として三權の上に位してこれをどうするか、

そういうような意図を持つて申し上げたものではございません。全く觀念上の問題でございます。

○石橋委員 觀念上のと言ひますけれども、現に責任は内閣が負うとはつきりしているんですから、天皇の国事行為についても、明らかにこれは行政権の一部と解釈するのが筋じゃないんですか。これはもう事務的じゃないくて、長官のほうからお答えを願ひたいと思ひます。

○野田政府委員 ただいまの石橋さんの御意見でございますが、先ほど法制局からお答えいたしましたとおり、国事行為はすでに憲法上明記してあるものでございまして、これが行政権の一部か、またその他の——四權分立とおっしゃいましたが、そういうふうなものであるかという解釈は、これは學者のいろいろの御意見があることと思ひます。いま政府といたしまして、それが行政権の一部だ、そうでないというところは、ここではつきりお答えはできません。なぜとなれば、すべて国事行為は内閣の全責任を持つてやうにすることとございまして、それが解釈によつて行政権であるか云々というところとは、これはやはり専門家、學者の見も、解釈はおのおのまちまちだと思ひます。政府としていまのところそれがどうだというふうな確定意見を持つておりません。

○石橋委員 憲法によつて「行政権は、内閣に属する。」と明記されておるわけですが、しかもこの国事行為について「内閣が、その責任を負ふ。」というふうな明記されておるわけですが、そういうふうに見ていくならば、私が申し上げているような解釈が成り立た

ないというほうが、おかしいと思ふんですよ。

それでは、ちよつと角度を変えてお尋ねしてみよう。この「内閣が、その責任を負ふ。」というところは、それは内閣が天皇にかつて責任を負うという意味ですか。

○野田政府委員 内閣が天皇にかつて責任を負うということではなくて、内閣自身が責任を負つて国事行為が行なわれる、こういうこととございまして。

○石橋委員 そうだと思ふんです。そうすればなおさらのこと、この内閣の責任、ここからいっても、行政権の一部といふような判断が出てくるのじゃないですか。

○野田政府委員 その解釈につきましては、先ほど法制局からお答えいたしましたとおり、おのおのその御意見の基本が、たとえばこれは行政権の一部であるとか、しかし、これは行政権としてその範疇に入らぬかどうかというところは、これはどうしてもやはり法制上、それからまた行政上、その他の意見がございまして、いま私がここで、それは石橋さんの御意見どおりだといふことは、私自身はまだ明言するまでいっておりません。

○石橋委員 ずいぶんはつきりしないことばかり出てくるわけですが、時間を進みましよう。この責任を負うという場合ですね、一体内閣はだれに對して責任を負うのですか。

○閣政府委員 最終的には國民、直接的には国会に對して責任を負います。

對し連帶して責任を負ふ。」これと同じになるわけでしょう。

○閣政府委員 そのとおりでございます。

○石橋委員 「行政権の行使について」と書いてあるじゃございせんか。当然この国事行為も行政権の一部という解釈が、ここでは出てくるじゃありませんか。それでも総務長官、まだ何とも言えないのですか。たよりないですよ、法制局は。

○閣政府委員 いまの石橋先生のお話でございますが、先ほどのお尋ねでは、天皇の国事行為そのものが行政権かどうかといふこととございまして。いまの問題は、内閣の助言と承認という問題でございます。これはまさに行政権の行使であることは、内閣のほうにおいても明らかだと思ひますが、結局實質的には天皇の国事行為が、事柄の性質からどこに入るかといへば、それは行政権的なものだといふことはわかりまされども、天皇そのものは、行政権の機構に属する機関ではございませんので、その行為自体は、行政権の作用ではございせん。しかしながら、内閣の行為でございまして、これは行政権の行為であらうと思ひます。

○石橋委員 しかし、そうおっしゃいますけれども、助言と承認なしの国事行為はないじゃありませんか。はつきり言っているじゃないですか。あります。それじゃもう一回お尋ねいたします。

○閣政府委員 天皇の国事に関する行為で、内閣の助言と承認を欠くものはあり得ないこととあります。しかし、天皇の行為とそれから内閣の助言と承

認ということは、別個の問題でございます。

○石橋委員 天皇の国事に関する行為を私は聞いています。これは内閣の助言と承認なしにはあり得ないです。何度も言うように、結局これは一体だということになるんじゃないですか。

それではもう一つお聞きしますが、内閣は直接には国会に対し、究極的には国民に対して責任を負うことになるわけですが、その責任はどういう責任になるわけですか。道義的な責任ですか、法律的な責任ですか。

○閣府委員 これは内閣が常に国会に対して負う責任と同じでございます。

○石橋委員 そうしますと、先ほどの六十六条で読み上げましたいわゆる責任と同じだということになるわけですね。

○閣府委員 内閣の責任は、ものによりまして法律的に責任を負う場合もあり、また政治的な責任を負わなければならない場合もあると思います。

○石橋委員 私が聞いていますのは、六十六条でいう責任と同じですね、と聞いているわけですか。国会に対して責任を負うということですね。

○閣府委員 仰せのとおりでございます。

○石橋委員 そうしますと、私先ほどから申し上げている説を、結果的には裏づけておることになると思うのです。ただあなたの立場上、それ以上のことが言えないんじゃないかと思うわけですが、できますれば、もう少しはっきりしたことの言える人を連れてきていただきたいと思うのです。それ

でなければ、長官みずからお答え願いたいと思うのです。

次に、委任の規定についてお尋ねをしたいと思うのですが、私どもがいま審議しております法案の第一条によりますと、「日本国憲法第四條第二項の規定に基づく天皇の国事に関する行為の委任による臨時代行については、この法律の定めるところによる。」と明示してありますけれども、それでは、この法律以外のもので委任ということは全然考えておらないと考えてよろしいですか。

○閣府委員 この法律の第一条に書いてありますところの「行為の委任による臨時代行」というのは、いわゆる講学上、委任代理と言われているような性質の委任によりますところの臨時代行について、「この法律の定めるところによる。」といっておるわけでございます。その他の、たとえば授權代理のような考え方で委任をするというところは、あるいはあり得るかと思いますが、それはこの行為とは関係外である、こういうふうに考えます。

○石橋委員 そうしますと、この法案による「行為の委任」というのは、国事行為の全部の委任、それを考えておられるのですか。一部の委任というものは、全然この中にそういう思想は入っておりませんか。これはひとつ長官のほうから……。

○宇佐美説明員 全部の場合もあり、一部の場合もあると考えております。

○石橋委員 一部の場合というのは、どういう場合が考えられますか。

○宇佐美説明員 これは天皇のそのときにおける事故の態様、程度等によりまして、具体的なある国事行為を限定

して委任するというような場合があり得るということでありませう。

○石橋委員 だから、どういう場合に、どういう方法によって、そういう委任が行なわれるかと聞いているわけですか。

○宇佐美説明員 たとえば、一定の儀式にみずから出席することができないような事故がある場合、そのことだけに限ってお出になる、これも委任行為でございますから、その手続は、すべての場合と共通による内閣の助言と承認によつて委任が行なわれるということでございます。

○石橋委員 この法案自体によると、そういう精神がどこにも生きていないような気がするのです。これはざっと法案読んで見ますと、何か包括的な委任、全面委任というような感じを受けるのですけれども、そうじゃないといふことがはっきりしたわけですね、どうもどうもすっきりしないのです。

私いろいろと学者の説を勉強してみたのですけれども、大体こういう委任といふ場合は、一部の委任を予定しているのじゃないか、総括的な委任をこそ考えておらないのじゃないかという説のほうが多いような気がするわけですね。それでお尋ねしたのですけれども、どちらにウエイトがあるとも言えないわけですか。あくまでもこれは総括的な委任といふものが前提であつて、一部の委任といふものもあり得るという程度の思想じゃないかと思うのですが、その点はどうなんですか。

○宇佐美説明員 これは両方あり得るという考え方で、たとえば国外に旅行されるような場合に、全面的な委任がなければ困る場合も起こるというふう

に考えます。その他の場合におきましては、一部委任といふものが多いのではないかと思います。その事故の程度によろうと思ひます。

○石橋委員 旧憲法においては、栄典授与の大権、権能は、一部委任されておつたように記憶しておりますが、それは間違ひありませんか。

○宇佐美説明員 私の記憶では、たとえば下級勲章の授与について委任された場合があつたと思ひます。

○石橋委員 今度の場合、そういうことも想定されますか。

○宇佐美説明員 今後の問題でございますが、たとえばたまたまのような栄典の授与等につきましても、ここにございませう委任代行というよりも、権限の委任というふうなことで、別個の法律によるものと考えておる次第でございます。

○石橋委員 そこで問題が出てくるのです。先ほど私朗読しました第一条「この法律の定めるところによる。」といふことですが、この法律によらざる他の法律によつても委任が行なわれるといふことも、あり得るということになりますね。

○宇佐美説明員 さようでございます。

○石橋委員 栄典については、あとでまたお尋ねをいたします。

憲法第五条によりますと、摂政が置かれた場合は、摂政は天皇の名でその国事に関する行為を行なうことになつておりますが、本法によつて国事行為の臨時代行の委任を受けたお方は、天皇の名でやはり行なうのですか。

○宇佐美説明員 本法は、委任代行といふ考え方でございまして、天皇の名

においてという考え方でございます。

○石橋委員 摂政の場合と同じだといふわけですか。

○宇佐美説明員 さようでございます。

○石橋委員 それでは、その委任を受けた皇族の方に故障が生じたときには、内閣の助言と承認によつて委任を解除されることになるわけですが、そのあたりは一体どうなりますか。

○宇佐美説明員 もし委任を受けられた方が故障を生じた場合には、この規定にございませうと、摂政の順位によつて、次の方に委任されるといふ考えでございます。

○石橋委員 それはあらためて手続をとるといふことであつて、委任を受けられた方がまた委任するといふことは絶対にないといふ解釈してよろしいですか。

○宇佐美説明員 さようでございます。

○石橋委員 それでは最後に、この法案の最後の六条に訴追の制限という規定があるわけですが、国事に関する行為の委任による臨時代行には、訴追の制限といふものがここではつきり出てくるわけですね、天皇自体に對して訴追の制限というのか、そういう規定はないように思ひますが、この点はどう解釈しておられますか。

○閣府委員 そういう規定はございませう。

○石橋委員 規定はなくなつたて当然だ、こういうことですか。

○閣府委員 そういふことだと思ひます。

○石橋委員 そういふことだと思ひま

すと言ふけれども、それでは長官にお伺いしますが、どうなんですか、それは法律的にないのですかね。

○野田政府委員 憲法上、天皇の神聖と申しますか、天皇のあり方というものは規定しておりますから、いま法制局がお答えしたように、必然的に特別の訴追の制限を付する必要がある、こういう考えでございます。

○石橋委員 その訴追されない権利というものは、刑事、民事両面にわたってですか。

○閣府委員 刑事のことでございます。

○石橋委員 以上の質疑でまだ非常に不明確な点も多々あります。しかし、ここで私がお聞きしましてはつきりしきりもありませんので、あとの機会に譲りたいと思います。

それで次にお尋ねをしたいのは、この国事行為の一つである栄典の授与に關してです。最近の政府の措置を見ておきますと、どうもこの栄典の授与に關して不審な助言と承認を与えるおそれがある、こういうように私は感じております。そこで、この法案に關連して一つただしておきたいと思う。

昨年の七月十二日、これは国会終了の直後、しかも池田内閣改造の直前で、まるでこそどもみだりに閣議決定とやらで生存者叙勲を復活させた、こういうことを言っております。そのときの張本人は、この委員長に席にすわっている徳安さんが、私は犯人だと思ふのですけれども、一体こういうことが許されるのか。これはおそらく私は、天皇をして誤らしめる不法な助言と承認という結果になるのじゃないか、こう思います。そういう角度から

ら次々にお伺いしてみたいと思うのですが、まず、昨年七月十二日の閣議決定とやらはどういうところから出てきたのか、復活の理由をまずお伺いしたい。それから閣議決定の内容をお尋ねしたい。

○野田政府委員 ただいまお示しの昨年七月十二日の閣議決定で、生存者の叙勲を行なうことになったのであります。その基本的な考え方は、現在栄典法、栄典制度というものは存在している、こういう解釈が前提でございます。したがって、御承知のとおりこの栄典制度につきましては、最初の経過から考えますと、七月十二日の閣議決定が大体明らかになってくると思うのであります。昭和二十一年に生存者叙勲を一応停止いたしました。続いて昭和二十八年九月の閣議によりまして、

緊急を要するものについては生存者に叙勲をする、いわゆる一部の解除をしたのでございます。自來現在の栄典制度を統括してやっております、その間今日まで、これに基づきますところの叙勲が大体一万数千人に及んだというところ、それから外国の元首その他に對する叙勲が、千数百件行なわれております。そういうことで、今日大体諸外国を見ましても、日本と国交を結んでいる各国はほとんど叙勲制度を実施いたしております関係上、内外の事情、特にいままでの経過からいたしまして、この栄典制度がある以上は、もと

も栄典制度の目標は生存者の功績に報いるというところでございますから、この際国民の最も親しんでおる、また非常に歴史と伝統のあるこの栄典制度を生存者に全部実施することが妥当である、こういう政治的な見解に基

づきまして、昨年の七月に、いまお示しのとおり生存者の叙勲に對して全面的にこれを行なうというものを閣議で決定した次第でございます。

○石橋委員 法律的效果については、あとでゆっくりお尋ねします。私がいまお聞きしているのは、復活の理由と閣議決定の内容です。特にいま閣議決定の内容が不明確でございますが、その点をもう少しはつきりしていただきたいと思います。

○野田政府委員 昨年七月十二日の閣議決定の、開始にあたりましての閣議の内容をちょっと申し上げます。

昭和二十一年五月三日の閣議決定において、停止した生存者に対する叙勲を開始するというのが第一。第二は、叙勲は、国家または公共に對し功勞のある者を広く対象とするものとし、その基準は別に定める。備考といたしまして、本件に關する経費及び人員並びに機構の改正については、別途予算及び法制的措置を講ずるというのでございまして、生存者叙勲は、昭和二十一年五月三日及び昭和二十八年九月十八日の閣議決定により緊急を要するものを除いて一時停止していたが、栄典制度に對する国民の期待とその事情を考慮し、今回現行栄典制度による生存者叙勲を開始するのが相当であると認め

たからである、こういうことでござい

ます。

○石橋委員 その際、位階の制度についても議論をなされたというふうに聞いておりますが、この点の結論はどうなつたのですか。

○岩倉政府委員 位階のほうは賞勲部の所管ではございせんけれども、便宜お答え申し上げます。

生存者に対する叙位叙勲が二十一年の五月に、先ほど総務長官のお話のとおり停止になっておりまして、今回復活いたしますのは生存者の叙勲だけでございます。したがって、叙位につきましては、二十一年五月の閣議決定がそのままでございまして、死後の際に贈られるということになっております。

○石橋委員 いま一応復活の理由と閣議の内容が明らかにされたわけですが、これも、この閣議決定の後に、行なわれた池田総理の談話の中に、それに類似した内容が含まれておるわけです。世界各國に共通する制度であり、これら

栄典制度に對する国民の期待を考え、すでに相當数の内外人に叙勲があつた実情等を考慮して復活した、こういう意味の談話が発表されたように記憶いたしておりますが、この談話の中で私も最も奇異に感ずるのは、国民の期待にこたえてと称しておるところです。一体栄典に對する国民の期待というものを、どのような客観的な方法によつて把握されたのですか。これはちよつとことばが違つておはせぬですか。与党の期待にこたえてではないのですか。その点いかがですか。

○野田政府委員 与党の期待とおっしゃいますが、私も政府としての感觸は、国民の多数の期待があるということを取上げております。

○石橋委員 国民という名を僭稱してもらいたくありません。現に国会の中には三分の一、こういう方法によつて叙勲を復活するなどの方法は反対だという有力な勢力があるということをお忘れになっております。私が先ほど申し上げましたように、客観的にど

ういうふうに国民の期待を把握したか、聞いておるのです。

○野田政府委員 実は生存者叙勲の開始にあたりまして、国民の期待ということがございまして、三十八年の二月に、総理府におきまして世論調査を実施いたしました。その世論調査の結果は、生存者に對して勲章を贈るべきだという意見が、賛成が六五%でございまして、反対は八%でござい

ます。もちろん一がいに言えないというものが五%ありました。そういうことで、大体政府といたしましては、一応世論調査も行なつた次第でございます。

○石橋委員 ずいぶん古い資料を持ち出してこられました。が、当時までの政府の考え方というのは、あくまでも立法行為によつて栄典制度を復活しようという前提になつておつたのです。そういう情勢の中で国民の意思が、かりにいまあなたが引用されたような数字を信用するとしても、表明されたものであることをお忘れになつては困

る。閣議決定であらうと何であらうと、どういう方法であらうととにかく栄典制度をつくれなんということを国民が考へておるとしたら、とんでもない間違ひです。その辺に私は混淆があると思ひます。第一、帝國憲法下における大権事項としての栄典と、新憲法下における国事行為として、すな

わち内閣の助言と承認という大前提を踏まえての国事行為としての栄典の授与と、これを同じように考えること自体が問題があるのです。過去における閣僚の答弁を見ましても、栄典法審議の際に、担当大臣がいろいろ述べて

おりますけれども、一つ引用します

と、これは緒方副大臣の答弁ですが、新憲法下における栄典の授与は、天皇の行なわれる国事の一つではあるが、天皇と政府との関与する比重を従来のものと非常に変わってきた。すなわち、栄典の授与は、内閣の強い助言と承認に基づいて天皇が行なわれるのであって、考え方が従来と全く違った民主的なものとなっている。これは動かすべからざる栄典についての考え方だと思ふのです。それを旧憲法下におけるものをそのままそっくり閣議決定とやらで復活させるなどということは、いかに国民が栄典制度を望んでおられたにしても、私は望んでおると必ずしも断定しませんが、閣議決定などによってやるということについては、これを承認するということとは考えられません。あくまでも新憲法の精神に基づいた民主的な栄典制度を望んでおられる、こうお思いになりますか。

○野田政府委員 いま緒方副総理の御答弁を拝聴いたしました。栄典制度が、つまり叙位叙勲というものが、旧憲法においては重大事項として行なわれた。この大権事項で行なわれるということが、いまあなたのおっしゃったいわゆる民主政治と申しますか、新憲法の精神にそぐわない。そこで今回の叙勲は、やはり天皇の国事行為であり、先ほどから申し上げたとおり、これに対しては内閣の助言と承認をもつて、内閣が全責任を負うてこの国事行為を天皇が行なうことになっております。したがって、手続におきましては、新憲法の精神と矛盾するものではないと私は思っております。また、従来の叙勲の運用につきましても、二十一年と二十八年に、ともに閣

議でこれを決定いたしております。

さらに、現行の栄典制度についてのお考えでございますが、先ほど私が申しました世論調査におきましては、先ほどの生存者に勲章を贈るべきかというのと同時に、現行勲章をそのまま使うべきかどうかという世論調査もいたしております。これは古い調査でございます。いま、緒方さんの言われたときとだいぶ違つて、昨年の二月の調査であります。最も新しい調査であります。その場合はどうかと申しますと、現行勲章をそのまま使うべきであるという意見に賛成が四一％、新たな勲章をつくるべきだという意見に賛成が一五％でございまして、一がいに言えないというのが一六％あります。たことを申し上げておきます。したがって、この栄典制度自体が、内閣の責任でやらないで、旧憲法の天皇の大権事項——これはいま大権事項というものはありませんから、そういうことはあり得ないのでありますが、ただ、内閣が責任をとらないで、一部の特権のもとにこれを行なう、こういうことになりますれば、これは新憲法の精神にそぐわない。しかし、旧憲法と新憲法の問題が、制度そのものについて論議されるということよりも、これを利用する権限、この行為というものが、旧憲法と新憲法と根本的に違つておりますから、したがって、現行の栄典制度を閣議で決定いたしましたも、必ずしも新憲法の趣旨に沿わないということとは、私は考えておりません。

○石橋委員 先ほど引用されました、いままでの勲章でいかどうかというその投げかけ方、これは国民の受け取り方としては、デザインの問題として

受け取っております。そうじゃないですか。勲章のデザインを変える必要があるかどうかという意味で受け取つて、そういう回答がなされていると思う。基本的な栄典制度そのものが、いままでのものでいいのだというのを言うはずもない。それはおわかりでしょう。それからいま一つ、助言と承認で行なわれるのだ、だからこそ、私は心配して言っているのです。不当な助言と承認を与えて誤つた国事行為を行なわせる懸念があるから、私はいまお尋ねしているのです。新憲法で栄典の授与という行為は国事行為と規定されておりますけれども、第七

条には何と書いてありますか、「国民のために」と書いてあります。それじゃ一体国民がこの栄典制度に全然参画できないということが許されませんか。法律行為にもよらない。したがって、国会の意思も問うておられない。従来の栄典法案の中に盛り込んでおいた栄典審議会という制度もない。また、内閣が責任をとらないで、一部の特権から、天皇のなさることだからというやういうことばに隠れて、内閣が全権を握つてやろうとしているじゃないですか。一番悪いじゃないですか。授与の基準も何もみんな内閣の独断でやる。こんな非民主的な方法がありますか。国民は、いまだかつて一度も、旧憲法下においては、もちろんのこと、新憲法下においても、栄典制度というもののについて何らの発言権もないのです。国会にもかけられない。栄典審議会も設けられない。こんな非民主的な方法がありますか。あなたがおっしゃっていることは空論ですよ。国民は納得しませんよ。天皇の国事行為と

いう美名に隠れて、天皇に責任をなすりつけた形で、実際には内閣が助言と承認というその肝心のところだけ握つて全部やろうとしているんじゃないですか。こういふことで天皇を誤らせてはならぬですよ。天皇の国事行為といへども、国民のために行なうことになつてゐる。国民のためには何ですか。どういふふうな解釈されているのですか。国民は、それじゃこの栄典制度についてどういふ形で参画するのである。内閣がかつてにきめたものをただもろいさえすればいい、国民はそう考へていると思ふのですか。私は、この矛盾についてまずお尋ねをいたします。

○野田政府委員 内閣の助言と承認によつての国事行為であるということ、は、もちろんそのとおりであります。いま石橋さんは、内閣がただかつてにやつて天皇にこれを押しつけて誤らせようといふ御発言の意味があるようにございしますが、私は、やはり内閣は常に国民のために行政をやつて、国民のために政治をする。したがって、内閣が全責任を持つてやるといふことについては、国民の利益に反するといふ考えは毛頭持つておりません。常に内閣の姿勢というものは、国民のために政治をやるといふことが本意でございますから、内閣は、ここに出しておりますとおり、国家または公共に對し功勞のある者を広く対象としてその基準を定める、こういうことをやつておりますから、つまり一切の私情を排し、公正な態度をとるといふことになりますれば、私は、国民のためではないという御意見には、決して同意することはできないのであります。

○石橋委員 そんなことを言うのなら、憲法も要らないし、国会も要りませんよ。内閣のやることは全部国民のためだ。内閣に対して白紙委任じゃないですか。私が具体的に聞いているのは、栄典制度の確立についてどのような形で国民は発言権を持ちますかと聞いている。国会にもかけない、栄典審議会もつくらない、内閣のどこかの部局でこそをつくらせて、閣議でそれを認めて、それで国民のためになると言つても通用しませんと言つてゐる。国民のためにやると言うからには、何らか国民の発言をくみ入れる機関が要るじゃないですか。一体、憲法の第五章六十五条以下に、内閣のいろいろな権限が書いてあります。特に七十三條に列挙してありますけれども、栄典制度について内閣が発議権を持ち、提案権を持つてゐる、どこに書いてあります。全然ないですよ。少なくともこういう重要な問題については、国会にかけて法律行為によつてやる。そういう形で内閣が助言し、天皇の国事行為として行なわれるという形がとられなければならない。ましてや栄典審議会も設けられないで、内閣という立場で授与の基準をきめるなどというのは、もつてのほかですよ。この栄典に伴う弊害というものを一番おそれておられる、そこじゃないですか。時の権力が都合のいいやうな勲章、栄典制度をつくつて、そして時の権力に奉仕する一部の勢力を喜ばせるために栄典制度が利用され、悪用される、これが一番心配されておられるのです。それをチェックするために、国会へはるかとか栄典審議会をつくるのかというところが

要なんじゃないですか。そういうこと

を一切抜きで、内閣の権限であるかの
ごとき錯覚におちいっておる。これを
もって天皇を誤らしめないとどうして
言えますか。また、私も奇異に感ず
るの、国民の権利義務に直接関係す
るものではないというような前提に
立っておるようですが、これももって
のほかです。第一、憲法の第三章国
民の権利義務の中にも、栄典という問
題については触れておるのです。この
一事で明らかです。十四条をこらんに
なつたらわかるとおり、国民の権利義
務というものに非常に関係があるの
です。十四条で禁止されておるところ
の、いかなる特権も与えないといつた
ようなことが、内閣の独断によって決
定されようとしておる、国会にはか
ることもなく、国民の権利義務に関連し
てくるじゃないですか。それだけではあ
りません。あなたたちがかつてに閣議
決定でやられて、そして授与された勲
章、そういうものを資格のない人が帯
着用すれば、罰則の規定さえあるじゃ
ないですか。予盾を感じになりませ
んか。それでも国民の権利義務に関係
ないと言われますか。同じような勲章
をつくって、資格のない人がつけても
かまいませんか。そうじゃないでしょ
う。法律によって処罰されますでしょ
う。その点いかがです。

○野田政府委員 いま石橋さんの言わ
れるように、栄典制度を新たに国会に
かけて審議するというのも、一つの
方法であります。もちろんそうであり
ます。しかし、内閣自体が自分の全
責任において公平無私に基準をきめ
る——まだいま基準の制定中でござい
まして、政府がつくった基準がいかに
も国事行為として天皇を誤らしめると

いう御意見でございしますが、基準の内
容というものはそういうことのないよ
うに、國家または公共に対して功勞の
ある者に対して広くこれを対象とし
て、きわめて公平無私に、公正にその
基準をきめるということに努力してお
るのでございまして、これの制定後、
その内容をこらんに成つての御批判な
ら別でございしますが、今日の私どもの
態度というものは、いまちやうど石橋
さんの御心配の点のないように、国民
から見ましてもきわめて正当であり、
妥当である、何らの疑惑もないよう
に、公平に処したいということに専念
して、いま基準の制定に当たつておる
次第でございします。私は、御意見とし
てそれは成り立たないとか、そういう
ことは違ふというのじゃございませ
ん、栄典制度改正にあたりまして、生存者の
叙勲を開始するにあたりまして、石橋
さんのお話も、むしろ一つの有効なや
り方だと思つております。ただ繰り返
して申しますとおり、政府が全責任を
持つて、国民の何らの疑惑のないよう
に、またこの国事行為がいろいろの批
判を受けないように、正しくこれを遂
行しようとして、目下私どもは懸命に
基準の設定に当たつておるのでござい
ます。ぜひ基準の設定をひとつごらん
願いたいと思つております。

○石橋委員 公平にとが正しくとか、
いろいろのことばを並べたつて、だめな
んです。世の中は、内閣の主観で公
平だと言つたつて通らないですよ。客
観的に公平であり、正しいものを生み
出すためには、それなりの手続が要る
と私は言つてゐる。内閣に、この栄典
制度について、法律的にも、政治的に
も、道義的にも、全権を委任した覚え

はだれもないはず。かつてにあなた
方が、おれたちにまかせておけ、正し
くやるから、公平にやるからと言つ
たつて、通用しませんよ。そんなこと
ならば、ほかの問題についてだつて、
全部何のチェックも要らないです。客
観的に正しく公平に、そういう制度を
つくるためには、それなりの手続が要
るじゃないか。それをやろうとしてな
いじゃないか。ある意味では、旧憲法
下におけるよりもつと悪い制度がい
ま生み出されようとしておると言つて
もいい。このことを私は懸念して申し
上げてゐる。

それからもう一つは、お答えがな
い。国民の直接の権利義務に関係ない
とおっしゃるけれども、憲法の第三
章、国民の権利義務という規定の項
に、栄典に關連して一項が設けてあり
ます。關係があるのです。そのこと
だけではなくて、いままた一つの例を
あげましたように、法律によつて、位
階勲等を許したり、あるいはその法
令により定められた勲章を似せてつ
くつたものを用いたりしたものは、処
罰されるじゃないですか。国民の権利
義務に重大な影響をもつてくるじゃあ
りませんか。それでも關係がないと言
えるのですかとお尋ねしてゐるわけ
です。

○野田政府委員 いまのお話の国民の
権利義務の問題でございしますが、これ
はやはり栄典制度と直接の關係はなく
て、法規上そういう他の雇用すべから
ざる者が雇用することその他につきま
しての規制は、これは当然伴わなけれ
ば、何のために栄典制度が復活したか
という常識的問題でありまして、そ
れを国民の権利義務に關連がある、こ

うおっしゃいますれば、それはそうい
う議論も成り立つかと思つておりま
す。

○石橋委員 大いに關連ありますよ。
法律によらないでかつてにきめたもの
を、それと同じものをつくつちやいか
ぬ、ぶら下げちやいかぬ、ぶら下げた
者に対しては処罰するぞ、こんな国民
の権利義務に重大な關連を及ぼすもの
はないじゃないですか。法律でつくら
れたものならばいざ知らず、法律によ
らずにかつてに内閣がつくつたもの
を、つくつたり雇用したら処罰する。

国民の権利義務に重大な關係がありま
す。しかも政令によつてこの栄典制
度を復活するんだ。内閣の命令事項と
して栄典という制度を確立しておい
て、その行為を、いわゆる栄典とい
うものに対して他の人が盗用したり乱用
したりしたら法律で処罰するといふ考
え方も、私はおかしいと思ふのです
よ。政令でつくつたものを、処罰の規
定は政令ではできないものだから、輕
犯罪法なんという法律を使って、法律
でこれを処分する、こんなさか立ち議
論がありますか。一体勲章といふもの
を政令でつくる。その政令でつくつた
勲章をつくつたりつたりした者を処
罰する規定は、今度は法律、輕犯罪
法、こんなさか立ちが許されますか。
政治家としてもおかしいと思ひませ
んか。法律的にもおかしいと思ひませ
んか。いかがですか。

○野田政府委員 栄典の問題は、法律
上かれこれとおっしゃいますが、これ
は憲法上も国事行為の中に栄典が入つ
ております。いわゆる憲法上の国事行
為の中に栄典というものが入つており
ます關係上、これは法律を全然無視し

て、何にも法律上の根拠がないのに政
府がやつてゐるということは、私は當
たらないかと思つております。また、
すでに御承知のとおり、昭和三十年に
は、鳩山内閣當時、褒章制度につきま
して、やはり政令でこれを改正してお
ります。これらのこともございまし
て、法律的根拠が全然ないというよう
なことは、これは法制局その他でも
てお答えすることにいたしますが、私
は、やはり憲法上明らかに国事行為の
中に栄典といふことは入つております
ので、必ずしも全然法律を無視して、
ただかつてに内閣が栄典制度を今度開
始するのだという御議論は、どうかと
思つております。また、輕犯罪法の問
題その他につきましてのこととは、これ
を法制局から御説明することによつ
ます。

○荒井説明員 憲法第三章の十四条で
栄典の授与について規定があるではな
いかというたゞいまの石橋先生の御質
問でございしますが、この条項は、その
栄典の授与がいかなる特権も伴わない
こととございまして、その栄典の授与
に關する制度を法律で規定しなければ
ならないといふふう書いてゐるもの
では必ずしもないといふことが、第一
点でございします。

それから輕犯罪法を御指摘になりま
したけれども、それは石橋先生もあと
から申されましたように、これは法令
によつて定められた勲章といふことで
ありまして、必ずしも法律だけによつ
て定めるといふことは予想しておりま
せん。法律または命令によつて定め
られた勲章といふもの、あるいはこれ
らを似せてつくつたものを用いたとい

それから、「政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。」と書いてあるからいいだろう、こういうふうなことを言いますけれども、法律で委任した場合に政令で罰則を設けられるということをきめただけです。それをあなたは援用しようとしている。私の言っているのは、勅章などというものを政令できめておいて、何ら法律に基づかず政令できめたから、委任を受けら

して私は間違つておると思つておりません。しかし、政府といたしましては、現行栄典制度が生きています。そしてもうすでに戦後二十年を経過して一万余千人にこの叙勲が行なわれている、こういうことからいたしまして、私どももいたしましては、いまの栄典制度が、石橋さんは手続の問題でございしますが、必ずしも新しい憲法下における国民の気持ちに反しているものではない。むしろ親しんでおる。したがって、先ほどの世論調査においても、それが現実にあられております。そこで、新栄典法をつくつたらいいという御意見は、尊重すべき御意見でございしますから、これは新栄典制度をやる方がいいとか悪いとか——私は悪いなんて毛頭考えておりません、これは私は非常に尊重すべき御意見と思つておりますが、政府の今回生存者叙勲に踏み切りました理由といたしましては、先ほど申しましたように、もうすでに戦後二十年で、たいへん国民に親しまれておる、また外国の人にも千数百の叙勲をしておる、こういうことを勘案いたしまして、まず現行の新憲法下で生きている栄典制度を活用したらいのじゃないか、こういう考え方で今回の生存者叙勲をきめた次第でございします。

○石橋委員　法律による方がいいとお認めになつてゐるわけですよ。しかも、その条件はあるのですよ、何度も申し上げるよ。自民党さんには異存ない。われわれも協力しよう。おそらく民社党さんだって異存ないと思う。今国会だって、間に合わせようと思えばいいからやつたつてできるのです、栄典法制定は。なぜ半年、一年を争わ

なくちやならぬのですか。悔いを千載に残さないために、きちっとした手続をとっておくことがいいのじゃないですか。しかも、法律的に有効だということと盛んにいふと違いますけれども、間違つた既成事実をたてて有効論を展開してもらいたくない。この点はいまからやりますが、その前に締めくくりをつけてもらいたいのです。政令で定めた勲章、罰則規定を政令では法律によってゆだねられない限り設けられないものだから、別個の軽犯罪法などという法律をつくって罰則を課するなどということが許されますか。この点はいかがです。

○荒井説明員 先ほどから石橋先生の法律的な御質問の点、二点ございましたが、その中で、憲法十四条第三項の栄典の授与というものが、特権と関係があるのではないかと、特権と関係があるの趣旨を承ったわけでございまして、けれども、それはいかなる勲等であらうと、勲章であらうと、その他の栄典でありましようとも、その授与が、特権をいかなるものといえども伴わないというのが憲法の趣旨でございまして、国民の権利に関するではないかという点は、憲法十四条第三項を根拠にしておっしゃられるということには当たらないではないかと考えております。

それから軽犯罪法の点につきまして、その罰則を定めた法令の規定というものが、どのような構成要件を定めているかということにかかわるわけでございします。これは憲法の罪刑法定主義でございしますけれども、刑罰法規に定めるところの構成要件というものは、まさに法律またはその他の命令を含めました法令というものによつて

定められた勲章をその資格なしに用いることがその構成要件であると規定されましたならば、それはそのようなものが当たるといふこととございまして、それは石橋先生のおっしゃいましたような立法政策論として新たな勲章制度を設けることが妥当であり、その場合にはもちろん法律を新たにづくつて定めるべきであるということになります。すなわち、それは法律により定めるところの勲章ということになりまして、現在新憲法の施行後ずっと政府がとつてきておりました見解に立ちまして、従前の勲章制度をそのまま使うということが実定制度として行なわれるという場合におきましては、同様にそれは法令により定められた勲章というものに当たるといふこととございまして、この軽犯罪法の規定が、その栄典の制度を法律によって定めるべきか、政令によって定めるべきか、あるいは政令で定めることが許されるかというこのきめ手になるものではない、こういうふうには法的には解釈いたしません。

○石橋委員 私は、そんなことを聞いておりませんよ。法律の解釈などというところ、ことさらにむずかしい、みんなにわからぬようなことを言つてごまかすのですが、私、みんなにわかるように申しますよ。軽犯罪法によりまして、法令によって定められた勲章というものが、そういう概念があるのです。ね。これがおかしいと私言っているのです。この場合の法令というものは、法律もしくは法律に委任されてきた政令と解釈しなくちやならぬはずなんです。にもかかわらず、この勲章というの、法律で定められたものでもない

く、法律で委任された政令で定められたものでもない。ほんとうに単独の政令ですよ。その全く許されざる政令で規定された勲章、それをつくつたり佩用したりしたら処罰されるようなばかなことが許されるかと言っているのです。軽犯罪法の規定そのものに問題があるのです。こんなものは憲法違反ですよ。法律で規定されるか、法律で委任された政令で規定されたものをつくつたり佩用したりしたら、それはそれで処罰できるかもしれぬけれども、全然そういう根拠なしにほかと政令で出した勲章をつくつたから、あるいは佩用したからといって、全然別個の法律で処分するなどという、そんなばかなことがありまうか。私はこれは憲法違反だと言っている。しかし、そのことは一応おいても、とにかく国民の権利義務に関係がないと政府が盛んに言うから、おかしいじゃないですか、こういうふうに権利義務の関係が出てくるじゃないですかと言つての。あなたたちがかつてに政令をつくつて、勲章をつくつたりつけたら処罰されるという国民の権利を侵害するやうな重大な規定が、ほかとほかの法律でつくられていふじゃないですか。権利義務に大いに関係ありますよ。それを権利義務に関係がないから、政令でやつてもよろしい、閣議決定でもやつてよろしい、そんなばかな議論がどこにありますがと聞いている。総務長官は、自信を持って国民の権利義務に関係ないとおっしゃつたでしょう。国民の権利義務に関係あるじゃないですか。国民は、ほかと別個にでき上がった法律で処罰を受けるのですよ、これでも国民の権利義務に関係ないで

すか。

○野田政府委員 石橋さんは私の答弁をどうお聞きになったか知りませんが、私は、国民の権利義務に関係ないというお答えをいたしております。しかも、栄典制度そのものが——いわゆる軽犯罪法その他でもって他の法律の問題とからんできておりましたが、栄典制度そのものが、国民の権利義務に関係があるかどうかということになりますれば、それはいま法制局がお答えいたしたとおりでございます。しかし、少なくとも制度があります以上、これに関連するいろいろの場合を想定いたしました、これに対してその他の関連法規がある。その関連法規に基づけば、いまお話のとおり、やはり国民の権利義務には当然関連があるということ、私は、私いまのお話でもつてよくわかりました。しかし、国民の権利義務に関係ないから、したがって閣議決定でやつたということが、今度の閣議決定の主たる理由ではないのでございします。そこは誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○石橋委員 それではいいですよ。私はそれを確認しておけばいいのです。それでは、国民の権利義務に関係がないなどというところは絶対におっしゃらないですね、総務長官。

○野田政府委員 私は、国民の権利義務の關係というところは、私自身いまお答えいたしておりますが、現行の榮典關係の法規が、新憲法下でも有効である。したがって、新しい榮典制度をつくるならば、いまのお話のとおり、もちろん国会の審議を経てやる、また経なくちやならぬことで、あたりまえ

のことでございしますが、現在行ないます政府の生存者叙勲につきましては、つまり旧榮典制度を活用してやるということとございまして、法律上の何らの根拠がないというお話は、それはそれでいい。現行の榮典關係法規というものは新憲法下でも生きておりますから、それに基づいて政府は今回の生存者叙勲に踏み切つたということをお答えしているのだから。

○石橋委員 その法律によつておらないことははっきりしているのですよ。そのことはいまからやりますから、おきます。国民の権利義務に関係ないというふうなことは言わないとあなたのおっしゃつたのですが、間違ひございしませんかと念を押しているだけです。

○野田政府委員 榮典制度そのものが、この叙勲の問題が国民の権利義務に直接は關係ございしません。しかし、これに關連いたしまして、いろいろ他の法規上の問題が出てまいります。今回の叙勲そのものが国民の権利義務を制限するなどということ、直接はないと私は思つております。

○石橋委員 おかしいですよ。少なくともあなた方が政令以下の、あるいは省令か規則か何か知りませんが、そういうもので勲章というものの利便をつくつて、その制式を定めてやるわけですよ。ところが、政令で罰則を設けられないものだから、軽犯罪法という法律をはかにほこつてつて処罰しようとしていふことは、明らかにやないですか。直接国民の権利義務に重大な關係を持つてくるじゃないですか。法律によらずしてそんなことができますか。この辺にございまして、国民の権利

でも、それは御両親がお考えになつておること、われわれが一々それに対して申し上げたこともございませぬ。そういうわけで、その他お友達も見えますと、自由にお入りになっておりますし、それは昔から考えますと、ずいぶん変わつておるのでございます。そういうわけで、もちろんわれわれもまだ足りない点がございますけれども、そういうようなことでございまして、特に昨年の御病氣を前後といたしまして、直接担当の東宮職の職員の非常な心配、あるいはそれに関する措置ということは、ほんとうに真心からいたしておるのを私もはっきりと見ております。なお、その中に、東宮職の女官たちが、あるいは待従が、監視しておるといふようなことも書いてございまして、この女官の人たちは、東宮妃殿下がお上りになるときに、いまだ全然役所に関係のない人を新たに選んでおりまして、ともに妃殿下あるいは東宮職の家風というものを新しくつくり上げていたことで、何も監視的なことが行なわれておるとは、われわれは絶対に考えておりません。ただ、東宮妃殿下が、良家のお嬢様から東宮妃殿下に御内定になりまして、内外の視聴を浴びて御結婚の式をあげられ、やがてすぐ浩宮様をお設けになり、その間、諸外国にもたびたび使いなされ、昨年は、特にはっきりと発表いたしました、異帯妊娠といふことを経て、そのほか皇族としての義務を果たされるために非常な努力をなさつております。御勉強についても、たとえばあれほどよく読書なさる方もございせんし、多方面に非常に気を配つて、公のことについても全力をあげてなさつて

おるわけでありまして。御結婚以来四年余を過ぎましてございしますが、急に新しい環境に入られまして、非常に御多忙であり、御努力をなさつたといふことでございまして。われわれはもう少しゆつくりお願いすべきであつたかもしれないませんが、当時の事情からそういうふうな非常なお忙しい日常を送りになつたといふようなことで、御病氣後の御回復についても、まだ前のような御体重におなりになりません。侍医その他の職員も、全力をあげて一日も早く前のような御健康に御回復になるように検討しておるわけでございます。そういうようなわけでございまして、繰返し申し上げますが、われわれもすべてが万全とは申し上げせんけれども、われわれの取り扱いについて、その記事にありますが、どうも想像のつかない理由をたくさんあげられては、われわれもまことに残念なことだと考える次第でございます。

○石橋委員 この雑誌に書かれております記事を読んでみますと、一貫しておるのは美智子妃殿下に対する同情の立場なんです。それを皇居の中で取り巻いておるところの、何といひますか、宮内庁の職員とかあるいは宮家とか旧皇族とかいふような人たちが、よそからきた娘さんだ、外からきた娘さんだ、フロム・ザ・アウトサイドといふことばを使つておられますが、そういう見方をして、事ごとくにいひつてゐるのじやないかという、そういう立場に立つて書いておるわけだ。長官が先ほど引用なさつた外遊の場合についても、美智子妃殿下の功績といふものは非常に大きく、それは事実だといふし、しゃいまして、書いておりますが、

そのあとに必ず皮肉が入るのです。ファイリピンの場合でも、ファイリピンのある役人が、もつと美智子妃殿下をちよくちよく外に出してあげたらどうです、こんな効果があるのですからといふようなことを言つたら、侍従はひきつたような微笑を返すだけだつたといふような調子で全部貫かれておるわけですよ。これがまた、そのまゝ国民の不安でもあり、不満でもあると思ふ。アウトサイドといふならば、九・九の国民みななんですよ。外から来たのだ、私はそういう意識を持つことがあつたらうとするならば、問題だと思ふ。しかも全然ないとは言えないのじやないかと思ふのです。たとえば国内においてこれを裏づけるかのごとき発言を、いろいろな人がしてあります。一つ二つの例をあげてみますと、皇太子殿下の御学友の一人といふ人の談話として、ある週刊雑誌に出ておるのを読みますと、「この記事にはこまかい点ではウソもあるし、とるにたらないことも書いてあるが、妃殿下がおやせになつたのは事実だし、精神的に苦勞しておられるのも事実です。その原因が皇室のまわりにあることもたしかです。」「こゝろに裏づけておられます。それから日本におります外人の意見として、アメリカの放送会社のABCの東京支局長の談話といふ形で出ておられます。これも「この記事はむしろおだやかなものだ。われわれ外人記者も日本の宮内庁記者も、もつといろいろ知つてゐる。宮内庁の幹部は、ピーチ氏が見ているより民主的で、まじめで、楽しむことが好きな人たちだ。むしろ宮家の方々に問題があるのではなからうか。」「こゝろに

も言つておられます。そして事実このマッコールズの原文を読んでみますと、宮家の名前がそのまま出てゐるのです。それがどう言つた。さすがに国内の雑誌では伏せておられますが、名前もそのまま出てゐるのです。そうしますと、どうしても国民一般として、先ほど申し上げたように不安なり、不満なりをかもし出していきます。これは重大な問題だと思ひますので、やはり早急に、もしそういうことがあるとするならば、是正していただかなければならぬと思ふ。そういうようにつとめていただかなければならぬと思ひます。

それからいま一つ、この筆者は、真実の物語だと自信を持って書き出してあります。ザ・トルー・ライフ・ストーリー、そういうふうな、事実だといふ大前提に立つてアメリカの国内で発表してゐるのです。これに対して、ただいま本委員会において、国会を通じて国民に釈明の機会を持つたわけでございますけれども、あらためて何らかの意思表示あるいは行動をおとりになる気持ちはございしますか、ありませんか。

○宇佐美説明員 私どもは、いろいろ刊行物その他を、過去においても、外国の国内のこともたくさん見ております。皇室関係の記事といふものは、毎週毎週出るだけでもたいへんなものでございまして。それを見ておきますと、どうしてこゝろにこゝろになつたのか、われわれとしては実に心外な記事がたくさんあります。どうして書く前にもつと事実を調べないのかと思ふような一方的な推測記事といふものも、ずいぶん出ておられます。こゝろにこゝろ

つきまして、われわれもそういう報道関係者に対しては、こまかい点を一々やるわけにまいりませんけれども、理解を深めてもらう努力をいたしているわけでございまして。しかし、お話しのとおり、すべての国民が一人残らずすべての問題について同じ見方をするといふことはなかなかむづかしいので、ときには違つた見解を持つ人もあらうかと思ひます。これはどうもいつの時代でもやむを得ないことでございまして、われわれとしては、そういう方が一人でも少なく、ほんとの皇族方の活動の真髓が国民にもわかつていただくといふことについて、今後とも努力いたしたいと思ひます。この問題につきましても、どう扱うかといふことはなかなかむづかしい問題でございます。特に日本におきましては、それを取り上げて二、三の雑誌が扱つておりました、あるいは皇族なりその他の人の意見も聞いたりいたしておりました。外国においては、おそらくそういうこともなかなか行なわれないであらうと思ひます。相当発行部数の多い雑誌でございますし、われわれはいまこゝろでどういふふうにとは申し上げかねますけれども、そういうつた外国における誤解を生ずるようなことにつきましては、何らかの方法でこれを解消するようにつとめたいといふふうを考えております。

○石橋委員 時間もだいぶおそくなりましたから、私はこれ以上は申し上げませんが、私は、皇室の近代化といふことは必要だと思ひます。新しい憲法の理念に基づく新しい皇室の形といふものがあるはずなんです。それはやはり国民との結びつきを強めていく、

そういう角度から努力していられる方がおつても、当然だと思ふのです。それを逆にまわりの者がチェックしていくというふうなことは、かりそめにもあつてはならない。従来いろいろとわれわれが聞くところは、全部それをチェックする形で聞くわけですから、それが先ほども申し上げたような周辺の人たちである、こういうことになりまして、非常に重大でございまして、特に直接補佐の任に当たっておられる宮内庁の長官としては、この点について十分の留意を払っていただくことを最後に要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○徳安委員長 田口君。

○田口誠委員 それでは、皇室経済関係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今度の法案の内容を見ますと、また今年の皇室関係の予算の内容からいきまして、内廷費、宮廷費、皇族費、それに新しく建築されるところの宮殿の予算等が入つておるわけでございます。そこで私は、予算の関係ですから、特に皇室関係の予算を審議するということは、なかなかいい悪いという点がむずかしいので、気のついたところだけお伺いをして、率直にお答えを願ひたいと思ふのです。

まず、いま石橋委員からも、宮内庁の民主化というか、新憲法下における宮内庁の考え方、行為というふうなものについて、ことはあまり出しておられませんけれども、強く要望されておつたのです。そこで私、今度の予算の内容を見ましても、宮殿の新営というのが入つておるが、これは御案内のとおり、戦前は宮城と申し上げ

ておつたのを、このことばをなくして皇居というように直しております。したがつて、こういうことからいいますと、憲法で宗教の定義づけからいきまして、宮殿の新宮という、この宮殿ということは、何か適当なことばに変えらるべきものであらうと思ふのですが、そういう点については別段お考えになつておられないかどうかということ、まず数字の面に入る前に伺ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員 新しく建てます宮殿でございまして、宮殿といふことばが適当かどうかという御趣旨かと思ひますが、私も、皇居の中、あるいは東宮御所を含みます赤坂の御用地といふようなところ、いろいろな建物がございます。やはり何かそれぞの目的によりまして識別をするために、名前をつけないと非常に不便なことが多々ございまして。ただ簡単につけたわけじゃございませんが、宮殿と申しますことが現状においては一番ふさわしいというふうに考えまして、そういう名称を使つておるわけであり

ます。○田口(誠)委員 皇室関係の建物がいゝゆる皇居外にも建てられておる、いろいろな面からまぎらわしいというところから、宮殿という名称が一番妥当であるというふうなお考え方でいまだに使つておられるのですが、これは私に

最もふさわしい名称を使うことがいいのではないかと、こういうふうに考へて質問を申し上げたのですが、今日のところでは宮殿といふのが一番ふさわしいということなら、私はいま代案を持つておるわけではございせんから、これ以上は申し上げませんけれども、やはりそういう関係から、今後この宮殿という名称につきましても、検討していただく必要があるのじやないか、かように考へておりますので、そういう点を私のほうから希望を申し上げます。

それから石橋先生の御質問に若干関連したことで長官にお伺いをいたしたいと思ひますが、もちろん新憲法下における皇居内のいろいろな行事、あるいは通常日の生活状態、宮内庁のそれに携わる職員の状態等は、変わつてはまいりましたけれども、まだまだ旧憲法下当時のことが頭の中にこびりついておつて、そういう態度が出てきておるようになりかねないわけなんです。

それで、私はきつちと名前は申し上げませんが、ぼやけて申し上げますが、こゝ三、四年前の國務大臣が皇居へ参りまして、陛下に拝謁をして、そしてそこで一つの行事を行なうときに、宮内庁の役人の方が御案内をしていった。御案内をしていて、陛下のお入りになるところの、会合する部屋へ入る入り口について立てか何かあったそうでございますが、そこで宮内庁のお役人が、こゝで最敬礼をしてください、というように國務大臣に言つたようでございます。そこでその國務大臣は、おまえはおれを何だと思つておる、私は宮内庁関係をも担当しておる、こゝの國務大臣である、天皇陛下は神様で

も仏様でもないんだから、陛下のおいでとなればそれはどんなふうにも頭を下げるし、最敬礼もしますけれども、陛下のおいでにならぬのに、部屋へ入るのついでにならぬかに頭を下げるのは何事だと言つてがなつたら、非常に恐縮をしたということでございますが、この一例を聞いてみまして

も、まだまだ従来のかたがたしい、私どもから申しますれば悪習が残つておるんではないか。こういうことが先ほど石橋委員からいろいろ心配をして質問をした内容にも関連をしてくるのでございまして、そういう点で、ひとつ長官は今後宮内庁の職員のいろいろ皇居に對するところの仕事に對しての行動面について十分に注意をしていただいて、そしてほんとうに人間天皇として、また國民の象徴としての天皇、皇居であるという考へ方から、もろもろのお仕えをするように、ひとつそういう点を注意をしていただきたい。この点を希望申し上げて、質問に入りたいと思ひます。

こゝへ出ております法案の内容からいいますと、二十二年に改正をして今日までそのままになっておる面があるわけでございますが、これは私どもが、この提案説明書によつて、どれだけの必要であるか、またどの程度金額が妥当であるかといふことはちよつと判断ができせんけれども、長い間改正をせずに今日までおれたといふことそれ自身が、私としては非常にふしぎでならないわけなんですが、一応提案の説明は総務長官から聞きましていただいても、やはりこの内容について、もう少し具体的に御説明をいただきたいと思ふのです。これは長官でなくとも、

一番詳しく説明のできる方でよろしくございませう。

○宇佐美説明員 ただいまの御質問の趣旨、ちよつとつかかりたしておりましたが、昭和二十二年以来改正をしまつたといふ点のようには伺ひましたが、その点は憲法第八條にございまして、おりに、「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。」皇室において他の人に財産を譲渡する、あるいは皇室が財産を賜与する、あるいは皇室から財産を賜与するといふ場合は、そのつど国会の議決を経なければならぬという規定がございまして。しかし、このことは實際の日常生活においては非常に煩瑣なことになりますので、皇室経済法におきまして、その限度をきめていたのだいたひでございまして。それが昭和二十二年に皇室におきましては百二十万、これは皇室が受けられたりあるいは賜与される、両方ともそういうこととでございまして、その後皇室から他に賜与される場合にきまして、その限度では非常にそのワキが小さくなつた、狭いといふことから、その後、昭和二十七年まで四年ばかり毎年二百五十万の特例議決をいただいておつたわけでございます。それが毎年でございまして、たしか昭和二十七年の法律改正によりまして、毎年議決をいただいておりました二百五十万を加えた三百七十万——賜与額は三百七十万、ただし皇室が受けられるのは従前どおり昭和二十二年以来百二十万といふこととまいつて、現在に至つたわけでございます。ところで、その後非常な物価の変動がございました。しかし、

そのワケ内におきましていろいろ苦心をして操作をいたしておったのでございますが、物価の変動に伴いまして、いずれも、たとえば皇室から何か下さるというような場合でも、ちょっと世間の常識からいうとおかしいような金額にだんだんなつてまいつたわけでございます。それで今回御審議を願ひまして、大体昭和二十二年以来の物価の値上がりというものを調べまして、その物価の値上がりの率だけをかけまして、この限度を高めていただくという案になつた次第でございます。こゝろは、実際問題といたしまして、幅を大きくいたしますと憲法八条の趣旨に合ひませんし、少な過ぎても、実際の個々の案件がいまの常識からいふとあまりに低いものになるという点がございまして、われわれといたしましては、ただ物価の値上がりという点を基準にしてこの数字を出したわけでございます。

○田口(蔵委員) そのことはわかりませんが、私のお聞きすることは、そういう物価の上昇から年々金額の増額の必要が出てくるのではないかと、ということが考えられるので、それを何年もほらうておくということはおかしいじゃないかという内容なんです。何年もほらうておけるような内容なら、私はそういう内容を具体的に承りたい、こういうことを申し上げたのであつて、最近のうちに特に物価が上昇して、あらゆる面について経費のかかる場合には、こういう国会の議決を得なければならぬ内容のものは、やはり年々提案をして議決をされるのが妥当ではないか、かように考えておりましたのが、何年もほらうておいて、今年出てきたものが

ございしますから、今日まで長年の間ほらうりっぱなしでおけるようなものがあるならば、私は、金額の面について相当具体的に御聞きをして検討してくてはならないのじゃないか、こう考えたからいま御聞きしたわけなんです、それについて何か答弁の補足がございましたら、ひとつ答弁していただきたいと思ひます。

○宇佐美説明員 ずいぶん長い間そのまゝほらうておいたじゃないかという御指摘でございますが、これは率直に申し上げますけれども、皇室が財産を受ける、いわゆる世間で言う献上を受けるというように、毎年毎年のように物価にスライドして法案を出すということは、皇室の立場ではたくさん受けるというふうな印象を与えても、悪いのじゃないかというふうな、これは正直な感じでございますが、そういうことがございまして、過去においてもそういうことについて内部で議論がございしたけれども、これは法律上の定額でございますから、どうしてもちやうど変えるべき問題ではございませんが、ずいぶん年数を経まして、昔のままで、何か下さるにしても非常に少額のもので、ちょっと世間常識からいふと、内容的に、おかしな点も出てまいりましたので、この提案をいたすわけでございます。このために私どもは献上をたくさん受けることを期待する、あるいは皇室が多額の、これは内廷費の問題でございますが、内廷費自体も必要な経費だけを御願ひしてきたたてまえからいまして、このワケを非常に広めて、もっと広範に使用するというような考えに立つたわけではございません。ただ物価の変

動がございしますので、それに伴うようなことができるようにお願いいたしたいというだけでございます。

○田口(蔵委員) 私は、この改正案を出されたことに反対をしての質問をしておるのでなしに、ただいまの内廷費にいたしまして、これはやはり皇族の方々が十分に品位を保たれるだけの必要な経費というものは、当然やはり計上をして、国会の議決を得なければならぬものは国会へ出して、そうして必要経費だけはやはり取らなければならぬと思ひます。したがつて、そういう内容の経費であるだけに、物価が上昇してこれだけでは足りないから、今年はこの程度上げてもいいから、という法案を出されても、ちよつともおかしきはない、それがあたりまえだろふと思ひます。逆に何年もほらうりっぱなしにしておいたことが、おかしいのではないか。その当時の金額のきめ方が多過ぎたのではないかと、いうようなことにも、反論的には考えられるわけなんです、やはりあくまでも必要な費用というものは、年々国会に提出されるべきもので、そうして国会の審議を得ることが何年もほらうりっぱなしにしておかれたこと自体に、内容的におかしいものがあるのではないかと、懸念があつたのでお伺ひしたのですが、事ここまゝい問題でございますから、あまりこまかいところまでは突っ込んで聞きませんが、そういうことでお聞きしたので、皇族が品位を保たれるに、必要な経費、こういうものは、やはり必要な金額を国会に出されて審議されたいはうがよろしいじゃないか、かように

に考えておりますので、その点も申し上げておきます。

そこで、今年の予算を見ますと、内廷費、宮廷費、皇族費、これに先ほど申しました宮殿の新宮が伴ひまして、昨年と比較いたしまして十四億二千四百二十三万六千円の増加というところになつておりますが、これは宮殿の新宮があるから、特に昨年と比較して予算が多くなつたんだらうと思ひます。そこで、これはこまかいことではございますが、先ほど石橋さんが質問申し上げました雑誌の中に記載されておる一項の中で、私も政治家として、やはりよく考えてみなくてはならない、また宮内庁におられる役人の方でも、率直にこういう面をどう受けとめて、どういふように今後運営をしていったらいいかというのをまじめに考えていただくことはならないと思ひます。言うまでもなく新憲法下になつてからの皇室に対する関心とか、皇居に対する国民の関心とか、いろいろものがだいぶ変わつてきておるわけですが、したがつて、あの雑誌の文章からいいますと、とにかくこれは皇太子、皇太子妃の場合をさして言つておられますが、「英國の王室が持つておるような自由と尊厳」がこの御夫妻の中に最も理想である云々と言つたあとに書いておられます。これは、「そして、このような理想の皇室が得られるかどうかは、今後の問題で、もし得られないようなことになれば云々」ということで、そうして締めくくつておる、もしそうしなければ以上多くの国民が皇室に対する関心をどう向けておるか、また皇室がどういふような存在にあるかということをご考慮して

みなければならぬし、そして皇室に対して金をどの程度かける必要があるかということも、やはり考えてみる必要があるのではないかと、意味合いのことが書かれておるのです。それで私は、現在の三十九年度の予算に盛りれておる宮殿の予算が悪い云々ということをおっしゃるのには、いさへ云々けれども、こういう考え方の上に立つて、今後新しく増築されたり改築されるそれだけの宮殿建物、こういうようなものにつぎましては、やはり雑誌に書かれておつたようなことを頭の中に入れて予算の面を考え、また設計もしていただくなくてはならないと思ひます。今年の予算に出された宮殿新宮ということとは、現在の程度のものになつておるから、どういふ程度にしたいのだというところ、これはやはり国民の知るところでございしますから、ひとつこの委員会を通じてその点も説明していただきたいと思ひます。

○宇佐美説明員 先ほど私が御質問に対してお答えいたしましたのは、私の取り違へであつたかもしれませんが、憲法八条に基づく費用の制限の点について申し上げました。その他の内廷費、皇族費の増額の点についての御質問ととりませんで、そういうふうに申し上げたわけでございます。

○田口(蔵委員) そのことはわかりませんが、私のお聞きすることは、そういう物価の上昇から年々金額の増額の必要が出てくるのではないかと、ということが考えられるので、それを何年もほらうておくということはおかしいじゃないかという内容なんです。何年もほらうておけるような内容なら、私はそういう内容を具体的に承りたい、こういうことを申し上げたのであつて、最近のうちに特に物価が上昇して、あらゆる面について経費のかかる場合には、こういう国会の議決を得なければならぬ内容のものは、やはり年々提案をして議決をされるのが妥当ではないか、かように考えておりましたのが、何年もほらうておいて、今年出てきたものが

ございしますから、今日まで長年の間ほらうりっぱなしでおけるようなものがあるならば、私は、金額の面について相当具体的に御聞きをして検討してくてはならないのじゃないか、こう考えたからいま御聞きしたわけなんです、それについて何か答弁の補足がございましたら、ひとつ答弁していただきたいと思ひます。

○田口(蔵委員) 私は、この改正案を出されたことに反対をしての質問をしておるのでなしに、ただいまの内廷費にいたしまして、これはやはり皇族の方々が十分に品位を保たれるだけの必要な経費というものは、当然やはり計上をして、国会の議決を得なければならぬものは国会へ出して、そうして必要経費だけはやはり取らなければならぬと思ひます。したがつて、そういう内容の経費であるだけに、物価が上昇してこれだけでは足りないから、今年はこの程度上げてもいいから、という法案を出されても、ちよつともおかしきはない、それがあたりまえだろふと思ひます。逆に何年もほらうりっぱなしにしておいたことが、おかしいのではないか。その当時の金額のきめ方が多過ぎたのではないかと、いうようなことにも、反論的には考えられるわけなんです、やはりあくまでも必要な費用というものは、年々国会に提出されるべきもので、そうして国会の審議を得ることが何年もほらうりっぱなしにしておかれたこと自体に、内容的におかしいものがあるのではないかと、懸念があつたのでお伺ひしたのですが、事ここまゝい問題でございますから、あまりこまかいところまでは突っ込んで聞きませんが、そういうことでお聞きしたので、皇族が品位を保たれるに、必要な経費、こういうものは、やはり必要な金額を国会に出されて審議されたいはうがよろしいじゃないか、かように

に考えておりますので、その点も申し上げておきます。

○宇佐美説明員 先ほど私が御質問に対してお答えいたしましたのは、私の取り違へであつたかもしれませんが、憲法八条に基づく費用の制限の点について申し上げました。その他の内廷費、皇族費の増額の点についての御質問ととりませんで、そういうふうに申し上げたわけでございます。

ゆる品位を保つということが、一具体格的にはどういうことであるか。これは皇族としての品位とせたいかというものの限界というものは非常にむずかしい。ございまして、その点は各皇族におかれても一つの悩みを持っておられると思うのであります。しかし、今度の皇族費を見ましても、たとえばお住まいでありますとか自動車でありますとか、そういうような臨時に起こる相当大きな経費というものは、ほとんど見てございませぬ。こういうことが起こりますと、毎年の経理が非常に困難な御事情にあるようにも思います。こういう点は、今後検討しなければならぬ問題として、われわれも検討に着手いたしているわけでございませぬ。

宮殿のほうは、これは国の官造物でございまして、国有財産になるわけでございませぬ。昔の宮殿と違いますが、これは、この間も申し上げましたが、宮殿という一つの公の儀式を行ない、行事を行ない、公式に接見されるというようないわゆる公的なものと、日常の御生活になるお住まいというものが、一つでございませぬ。そういう点から、これをやはり切り離して、日常の家庭的な御生活というものと、公式の場面というものを少し離して差し上げるのが一番よろしいのではないかと。私的には、このお住まいをつくる場合におきましては、これはあくまでも両陛下でありますれば両陛下、東宮御所でございませぬれば両陛下の御希望も伺いながら案を立て、そうしてほんとうに家庭としてお安らぎになれるような設計ということをお考えたわけでございませぬ。しかし、宮殿のほうでございませぬと、たくさんのお客をお呼びになり、いろいろ

な儀式があり、行事がある公的なものでございませぬので、その取り回しがうまくできますように考えて、われわれは検討いたしておるわけでございませぬ。これからは、昔のようないろいろな貴族とかいうような制度もございませぬ、お呼びになる範囲もだんだん広まろうと思ひますので、昔よりもそういう部屋部屋も相当広く、しかも一つの部屋をうまくいろいろな場面に使えるように、いろいろな配慮をいたしておるわけでございませぬ。ここではやはりそういう行事が国民のため、国家のためになされることでございませぬので、そういうことに重点を置いて運営をしていきたいということで設計をいたしておるわけでございませぬ。

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる十九日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時四十一分散会